

国総情建第64号
令和4年6月27日

一般社団法人全国建設業協会 会長 殿

国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進・情報政策本部長



令和4年度建設工事施工統計調査（令和3年度実績）への協力依頼について

貴協会におかれましては、日頃より、国土交通行政に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「建設工事施工統計調査」については、本年度も7月1日を調査日として、国土交通大臣から指定を受けた各建設業者の皆様に、都道府県を通じ依頼させていただくこととなりました。

この統計調査は、我が国における1年間の建設活動の実態等、工事の状況を明らかにすることを目的とした調査であり、統計法に基づく基幹統計調査として実施されます。

また、その調査結果は我が国の経済政策、財政政策、建設行政等の基礎資料として幅広く利用され、政府機関ばかりでなく、民間企業、学会からも大きく注目されています。特に、建設業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっている現在、建設業界の置かれている状況等を客観的なデータとして公表することの意味は、極めて大きいと考えます。

しかしながら、回収率は下降傾向にあり、調査の精度に影響が及ぶことも危惧される状況にあります。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本統計調査の趣旨につき改めてご理解を賜り、円滑な調査実施のため、今一度格段のご配慮を賜りますとともに、貴協会会員の方々へご周知いただけますよう、お願い申し上げます。

建設工事施工統計調査の概要

1. 調査の目的

建設工事施工統計調査は、建設業者が施工した建設工事の完成工事高等を調査し、建設業の実態・建設活動の内容を明らかにすることによって、経済政策、建設行政等に資することを目的とする。

2. 調査の対象

建設業の許可を受けた建設業者（約50万業者）のうち国土交通大臣の指定した建設業者（約11万業者）が施工した建設工事等について調査を行う。

大臣許可業者	全 数
知事許可業者	
・資本金又は出資金が3,000万円以上の業者	全 数
・「舗装」、「板金」及び「さく井」工事業の許可を有する業者	全 数
・上記以外の許可業者について、資本金階層別、層化業種別に分類し、各層ごとに抽出率を設定（※）して抽出（都道府県別に均等抽出）	1/1～1/106

【※抽出率の設定方法】

全数抽出層以外の業者について、完成工事高の標準偏差に基づき、6つのグループに分類し、一番標準偏差が大きいグループは全数抽出とし、残りの5つのグループについては、グループごとの平均標準偏差を指標としたネイマン配分により抽出率を設定

3. 調査事項

- ①企業名及び所在地
- ②経営組織
- ③資本金又は出資金
- ④有形固定資産
- ⑤業態別工事種類
- ⑥就業者数
- ⑦国内建設工事の年間完成工事高
- ⑧兼業売上高
- ⑨建設業の付加価値額及び原価等
- ⑩都道府県別元請完成工事高（大臣許可業者及び資本金又は出資金の額が2,000万円以上の法人で都道府県知事の許可を受けたもの）

4. 調査の時期

- ①調査期日 每年7月1日
- ②調査対象期間

決算期終了の日が3月31日である建設業者にあっては毎年3月31日現在、その他の建設業者にあっては毎年3月31日前の直近の決算期終了の日現在

5. 調査の方法

毎年7月31日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同年8月31日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。

6. 調査の結果

調査結果の数値は、提出された調査票のデータに、各調査対象業者の抽出率に応じて、その逆数を乗じ、母集団である全建設業者の値に復元した値である。そのため、四捨五入の関係で、計数には不整合が生じる箇所がある。

7. 公表

3月末にホームページ及び印刷物により公表